

🔒 個人情報保護について

名古屋木材健康保険組合（以下「当健保組合」という）では、加入者（被保険者、被扶養者）の皆様に関する個人情報を取り扱っています。また、個人情報の取り扱いには常に細心の注意を払っていますが、平成17年4月1日からは個人情報保護法が全面施行され、遵守すべき基準等が明確になりました。

この法律の大きな特徴は、「守秘義務」と「自己情報のコントロール」の2点です。特に個人情報の当事者である加入者本人がコントロール権を有することになり、当健保組合には個人情報の利用目的等について、加入者本人に分かりやすく公表することが義務づけられています。

当健保組合の個人情報保護に対する取り組みの概要

(1)利用目的の特定と目的外利用の制限

個人情報を取り扱うときは利用目的を特定し、本人の同意がなければ利用することはありません。

(2)利用目的のお知らせまたは公表

個人情報を取得するときは、本人へのお知らせまたはホームページ等で公表することで利用目的をお知らせします。なお、以下の事業者には個人情報を含むデータの取り扱い業務を委託しています。

①(株)大和総研

基幹システムの管理及び運用業務

②ガリバー・インターナショナル(株)

診療報酬明細書（レセプト）並びに柔道整復療養費等明細書の点検業務及び第三者行為求償業務

③医療法人藤仁会三和予防医学

- ・毎年4会場において被保険者を対象に集合健診を、また受診者25名以上の事業所を対象に巡回健診を実施
- ・インフルエンザ予防接種希望者への疾病予防事業（集団及び巡回予防接種）

④(株)ベネフィット・ワン

特定保健指導対象者に対する特定保健指導

⑤(株)あまの創健

被扶養者（40歳以上75歳未満の女性）に対する特定健診事業（巡回健診の受診勧奨並びに健診及び特定保健指導）

⑥avivo(株)

被扶養者（40歳以上75歳未満）への健診長寿キャンペーン事業（健康情報の提供及び健康診断の受診勧奨等）

⑦(株)社会保険研究所

医療費適正化事業（費用対効果が望める対象者へのジェネリック医薬品使用促進勧奨）

⑧(株)メイケイ

医療費適正化及び加入者の重症化予防並びに健康管理事業

(3)個人情報の適正な取得とデータ内容の正確性の確保

個人情報は適切な方法で取得するとともに、いただいた個人情報は加入者の健康の保持、増進等加入者にとって有益となる目的の達成のために、必要な範囲内で正確性を期して利用しています。

(4)安全管理措置と職員及び委託先の監督

個人情報保護管理規程を整備し、かつ公表するとともに、個人データの漏えい、滅失または棄損の防止や個人情報への不正なアクセスの防止等、安全管理に努めています。また、個人情報を扱う職員及び業務委託先を適切に管理、監督しています。

(5)個人データの第三者への提供の制限

原則として、本人の同意を得ることなく、個人データを第三者へ提供することはありません。また、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という）については、本人の同意の有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き提供しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当するときは、本人から事前同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがあります。

①法令の定めに基づく場合

②人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合

③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合

④国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

(6)個人データの開示、訂正、利用停止等の求めが適正であると認められるときは、原則としてこれらの措置を行います。

